

【山科エリア共通】レスパイト入院のご案内

○レスパイト入院とは

レスパイトとは「休息」「一時預かり」といった意味を持つ言葉です。

在宅療養を送るなかで、ご家族等、介護される方の事情（病気、旅行、出張、冠婚葬祭等）や身体的、精神的な疲労により一時的に休息が必要な場合に利用できる、

『在宅療養を支えるための入院』です。

○ご利用できる方

- ・介護者の休息の他、突発的な事情によって、一時的に在宅療養が困難な場合。
- ・医療管理が必要で介護保険のショートステイが利用困難な方。
- ・在宅介護を受けている方で、ご自宅にお戻りいただく方。

○ご利用にあたっての【基本的ルール】

- ・在宅から入院、在宅へ退院の方が対象。在宅での生活継続が困難な方は対象にはなりません。（在宅系施設含む：特養・グループホーム・サ高住・有料老人ホーム・介護医療院・経費老人ホーム）
- ・基本的に退院日を決定して入院するケースが多くなります。（概ねの入院期間は1カ月以内）
- ・入退院できる曜日は原則月曜日から金曜日とさせていただきます。（祝日は除く）
- ・入院時に在宅でご使用中の定期内服薬、貼り薬、点眼薬等すべてご持参ください。
- ・治療や検査を目的とした入院ではありません。継続的に必要なバイタルチェックや検体検査を除き治療や検査、専門科の診察は行いません。
- ・入院中に他の医療機関は受診できません。
- ・入院費用は医療保険の適用です。
- ・地域包括ケア病棟の利用日数は合計60日まで。次の利用は原則3カ月空ける必要があります。（特定の疾患の患者さんは1カ月経過後で可能となります。）

○在宅側の窓口

ケアマネジャー等の在宅支援担当者をお願いしています。

○各病院の違い

- ・面会の実施の有無及び時間帯
 - ・リハビリの実施（維持的介入など）
 - ・入院相談時の面談の有無
 - ・入退院時のお付添の有無
- など

○申込必要書類

- ・山科エリア共通レスパイト入院申込書
- ・入院時情報提供書（事業所の書式で可）※可能な場合訪問看護サマリー
- ・診療情報提供書

○入院時にご持参いただくもの

- ・マイナンバーカード
- ・保険証（マイナンバーカードがあれば不要）
- ・持参薬
- ・お薬手帳
- ・その他（経管栄養剤、在宅酸素機器など自宅で使用しているものについては確認が必要です。）

